

3. 母子保健における糖尿病対策について

小児肥満症の診断基準

肥満度 = (実測体重 - 標準体重) / 標準体重 × 100%

15%以上：太りすぎ 20%以上：やや太りすぎ 30%以上：太りすぎ

糖尿病対策ガイドライン第2期における取り組み

	市民の目標	重点施策	母子保健における計画	取り組み内容		
				H27	H28	H29
健康増進・発症予防	糖尿病について正しく知ることができる	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動(予防) 地域ぐるみの糖尿病予防活動への支援 	乳幼児期からの糖尿病予防となる生活習慣の獲得	2歳6か月健診で糖尿病予防のための生活習慣についての啓発リーフレットを全員に配布		
早期対応	生活習慣を見直し、改善することができる	<ul style="list-style-type: none"> 健診事後指導の徹底 啓発活動(対応) 	乳幼児期からの糖尿病予防となる生活習慣の獲得	2歳6か月健診で肥満度20%以上の児に対し、生活習慣について個別指導実施	2歳6か月健診・ <u>3歳6か月健診</u> で 肥満度15%以上 の児に対し、生活習慣について個別指導実施	

平成26年度に健診を受診した肥満児の保健指導について、平成27年度に調べた結果、健診時に栄養士による栄養指導を単発で受けるのみで、健診時後のフォローが実施されていない現状がみられた。そこで、生活習慣病予防の観点から、保健指導の在り方を検討するとともに、軽度肥満である肥満度15%以上の児を保健指導対象と改め、平成28年度7月から、2歳6か月健診と3歳6か月健診における肥満児へ積極的に以下の保健指導を実施することになった。

◆保健指導の結果

- ・保健指導の場面では、保護者が児の生活習慣を振り返り、改善すべき生活習慣に自ら気付くことができ、保護者から生活習慣改善に向けて意欲的な声が聞かれた。保護者の意識が向上した結果、肥満度に改善がみられた。
- ・保健指導でリーフレットを用いることは視覚的な効果があり、保護者が小児肥満や生活習慣の改善に気付くきっかけづくりができた。

◆本事業における課題

- ・保護者との認識の差があり、保護者と設定目標を共有できていない。
- ・実際に保健指導を受けるのは保護者であり、子どもだけでなく、家族全体の生活習慣病予防が必要。児の生活習慣の改善の指導だけでなく、家族全体へのアプローチが必要。

◆今後の対策

- ・現時点では電話にて事後指導を行ってきたが、より専門的な指導が必要な場合は多職種との連携を行い、栄養相談(個別)を活用したり、また、日常生活の様子を観察する必要がある場合には訪問指導を検討したりと、対象児に合った指導方法を検討する。
- ・医療機関や幼稚園・保育園などの関係機関に本事業について周知するとともに、共通認識を持って事業を進められるよう仕組み作りを検討する。
- ・配布リーフレットは、家族全体の生活習慣の見直しにつながるような内容となるよう工夫する。
- ・配布リーフレットは、肥満児以外の場合も、良くない生活習慣に気付くきっかけとなる内容にする。